

平成25年に国会で「いじめ防止対策推進法」が成立・施行となり、「いじめ防止等のための基本的な方針」が平成29年3月14日に改定されました。本校では、これまでもいじめ防止の啓発運動や生徒会が主体となつてのいじめ防止活動を行ってきましたが、この方針の改定を機会に基本方針を見直し、その後もいじめ防止に向けた取組の更なる充実を図ってきています。今年度も第1回いじめ防止推進委員会で基本方針を見直し、いじめ防止に向けて共通理解・共通実践を行っていくことを確認しました。

## I いじめ防止に関する考え方

### 1 基本理念

いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のいじめは、インターネットやSNSを介したやりとりから起こるものがあり、一層注意が必要である。したがって、すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、生徒、教職員、家庭、地域住民が連携して、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにし、いじめの防止等のための対策を行う。

### 2 基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち絶対に守り通す。
- (3) いじめる生徒に対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (5) 日頃から、生徒、保護者、地域に二中いじめ防止基本方針の内容の周知を図る。

### 3 いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な態様は、以下のものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

## 4 いじめ防止のための組織

### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

### (2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、各学年生徒指導・教育相談担当、養護教諭、心の教育相談員、スクールカウンセラーとする。なお、事案に応じて、学校長（委員長）の判断により、他の教員が加わる。

### (3) 役割

- ①いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめの未然防止
- ③いじめの早期発見
- ④いじめの対応
- ⑤教職員の資質向上のための研修
- ⑥年間計画の企画と実施
- ⑦年間計画の進捗のチェック
- ⑧各取り組みの有効性のチェック
- ⑨いじめ防止基本方針の見直し

## 5 いじめ防止年間計画

いじめ防止基本方針に基づいて年度ごとに年間計画を策定し、年間を通じた総合的ないじめ防止のための取組を行う。年間計画は、別紙にて添付し、主に次のことを記す。

- (1) 委員会・校内研修会等の実施時期
- (2) 未然防止の取組の実施時期
- (3) 取組評価アンケートの実施時期
- (4) 年間の取組についての検証を行う時期
- (5) 個別面談や教育相談の実施時期

## II いじめ防止のために

### 1 未然防止に向けて

大切なのは「規律・学力・自己有用感」である。すべての生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができ規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが、未然防止の基本である。学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子供たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 他の生徒や大人との関わりを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進めること、他人の役に立ち他人から認められているといった自己有用感を獲得できるように、学級活動・特別活動の充実を図る。
- (2) いじめ問題について考え、議論し、「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」ということについて理解を深めるとともに、良いことは良い、悪いことは悪いと勇気をもって主張できる生徒の育成を目指し、道徳教育を推進する。
- (3) きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感をもった生徒なら、いたずらにいじめの加害に向かうことはないという認識の下、「規律・学力・自己有用感」を育む教育活動の

充実を図る。また、自己存在感を育む学級活動・特別活動の充実を図る。

- (4) 生徒が学校で過ごす全ての場面において、互いのよさを認め合える温かい学級・学年・学校の雰囲気づくりに務め、「心の居場所づくり」を推進する。
- (5) 教職員による体罰や暴言等を根絶し、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚と、変わりゆく生徒の実態を見取る適応力をもって生徒の指導にあたるように、職員研修等を実施する。
- (6) いじめ防止について、保護者と情報交換を行ったり、学校の Web ページで本校の取組を紹介したりして、家庭や地域との連携を図る。
- (7) 学校生活での悩み解消を図るために、必要に応じてスクールカウンセラー、心の教育相談員等を有効に活用すると共に、教育委員会や警察などとも必要に応じて情報共有を図る。
- (8) 発達障害を含む、障害がある生徒に対してはニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- (9) 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒などの学校での学びに対しては、言語や文化の理解に努め、適切な指導・支援を行う。
- (10) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対しては、適切な理解を促進するとともに個別の事案に応じ、その心情等に配慮したきめ細かな対応を行う。

## 2 早期発見に向けて

生徒たちの生活に常に目を向け、些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することが、早期発見の基本であると考えている。いじめは、大人の目に届きにくい時間や場所で行われており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (1) 毎月「学校生活に関するアンケート調査」を実施し、その結果について学年・学校で聴き取りを行い、共有化を図る。
- (2) 生徒の気になる変化や行為を記録し、情報交換することにより、全職員でいじめの兆候を見逃さない体制を構築する。その際は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、なにを、どのように）を押さえることを基本とする。また、学級日誌や生活ノート等を積極的に活用したり、毎週月曜日の健康観察・教育相談フォームを実施したりする。
- (3) 生徒が気軽に相談できるように、普段からその生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談を行うとともに、面談結果については、S C等専門的な立場からの助言を得る。
- (4) 暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。
- (5) コミュニティスクール活動を通して、日常的に地域や関係機関と連携し、情報を共有する。
- (6) 家庭訪問、学校公開日、授業参観、三者面談、電話などを通して、保護者と情報を交換し、生徒の家庭での様子や些細な変化を把握する。

## 3 解消にむけて

いじめが発生したときは、詳細な事実確認に基づき早期に組織で適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに委員会に報告すると同時に、学校の委員会を中心とした組織的な対応につなげることとし、学級担任等が一人で抱え込むことのないようにする。また、事実を客観的に記録し、確実に情報を整理する。
- (3) 校長はいじめの事実に基づき、加害・被害の生徒や保護者への説明責任を果たすと同時に、いじめ解決

へ向けて努力していく。

- (4) いじめの生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) 単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

#### 4 いじめ発生時の対処に関する方針について

- (1) いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、委員会でいじめとして対応すべき事案か否かを協議し、いじめであると判断したときは、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで委員会が中心となり責任をもって対応する。
- (2) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような指導を行い、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を認識させる。
- (3) いじめにより在籍する生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、調査委員会を設け、速やかに調査を行う。必要に応じて、調査結果を関係者に開示する。
- (4) 学校単独で対応することが困難と判断した場合は、教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて外部の専門機関（警察署、スクールサポーター、児童相談所、SSW、法務局）に援助を求める。

#### 5 ネット上のいじめの対応

- (1) 携帯電話・スマートフォン等の使用について

携帯電話・スマートフォン等については、生徒及び保護者に対して実態調査を実施する。また、それらの使用について、取扱いに関する保護者向け資料を配付し、ネット上のいじめに巻き込まれないように保護者に協力（保護者会や懇談会、入学説明会等）を依頼する。また「家庭で考える携帯・スマホの安全標語」を募集することを通して、携帯・スマートフォンの安全な使用について家庭で考える機会をつくる。

- (2) 情報モラル教育の推進

ネット上のいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、生徒一人一人がしっかりした情報モラルを身に付けることができるよう情報モラル教育を行う。

- (3) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み（名誉毀損やプライバシーの侵害等）については、被害の拡大を避けるため定期的に点検（関係機関との連携）をする。また、生徒の生命や身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

#### 6 重大事態への対応

法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

いじめが「重大事態」と判断された場合は、教育委員会に報告し、その判断に従って必要な対応を行う。

### Ⅲ 取組に対する評価・検証について

年度末に、全職員で取組に対する振り返りを行い、成果と課題について共通理解を図る。また、いじめ防止推進委員会を中心として「館林市立第二中学校いじめ防止基本方針2025」の見直しも行い、次年度への取組につなげていく。

平成26年 4月 8日作成

平成27年 6月18日改訂（インターネットに関する内容の追記）

平成28年 6月21日改訂（年間計画の内容を追記）

平成29年 5月17日改訂（未然防止・重大事態対応の内容を追記）

平成30年3月9日改訂

（いじめ防止に向けた取組の文言修正及び内容追記、ネット上のいじめの対応全面改訂）

令和3年2月24日改訂提案（未然防止の内容を追記）

令和7年4月28日改訂（項立ての全面改訂及び、内容の修正・追記）

目標	「いじめ防止活動」に積極的に取り組むことにより、生徒が自分たちの力でいじめをなくす土壌を作る。	
育てたい力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい人権感覚をもち、よりよい人間関係を築く力</li> <li>・いじめを起こさない環境をつくる力（未然防止）</li> <li>・いじめを敏感に感じ、解決できる力（早期発見・早期解決）</li> </ul>	
	県や市の取り組み	活動内容（生徒会活動・職員研修・PTA活動等）
4月	ポスターの活用 (県教委作成・配布)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止ポスターの掲示活用</li> <li>○第1回いじめ防止推進委員会・生徒指導部会（毎週水曜日）</li> <li>○生活アンケートの実施（毎月末）</li> </ul>
5月	春の「いじめ防止強化月間」 いじめゼロ宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止職員研修 → 校内研修（生徒指導主事による）</li> <li>○人権集中学習、全校で「思いやりの森」の作成</li> <li>○いじめについて考える道徳の実践</li> <li>○教育相談（1・2年）</li> </ul>
6月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域クリーン作戦 with 二中(学年間交流)</li> <li>○ゲートキーパー講習</li> </ul>
7月		○第2回いじめ防止推進委員会
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯・スマホ等の安全な使用に関する道徳の実践</li> <li>○いじめゼロ宣言（リーフレットの作成及び配布）</li> <li>○いじめ防止ポスター募集（夏休みの美術の宿題）</li> </ul>
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権学習週間及び全校集会の実施</li> <li>○第3回いじめ対策推進委員会</li> <li>○邑楽・館林地区いじめ防止フォーラムへの参加</li> </ul>
11月	邑楽・館林地区 いじめ防止フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別人権教育研究協議会</li> <li>○教育相談（全学年）</li> </ul>
12月	冬の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4回いじめ防止推進委員会</li> <li>○生徒会行事(学年間交流)</li> </ul>
1月	館林市いじめ防止子ども会議	○市いじめ防止子ども会議への参加
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第5回いじめ防止推進委員会</li> <li>○予餞会</li> </ul>
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○振り返り</li> <li>・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。</li> </ul>

## その他

- ・月1回の生活アンケート、週一回の健康観察・教育相談フォームの活用
- ・SCによる他者との関わりに関する授業
- ・定期的な二者面談の実施